大阪府は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

- 1 指定取消し対象事業者
- (1) 法 人 名 株式会社ビィーズ
- (2) 代表 者代表取締役楠 拓也
- (3) 法人所在地 大阪府守口市豊秀町一丁目7番4
- 2 事業所名及び所在地
- (1) 事業所名称 放課後等デイサービスふれんず守口
- (2) 所 在 地 大阪府守口市豊秀町一丁目7番4号フォルム太子橋101号室
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス
- 3 指定取消し年月日 令和2年5月29日(金曜日)
- 4 指定取消しの理由

不正請求 (法第21条の5の24第1項第5号)

管理者は、人員基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求し受領するとともに、一部の児童について通所していない日があることを知りながら、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。